STARASIA
Investment Corporation

平成 28 年 11 月 11 日

各　位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名　執行役員　　加藤　篤志
（コード番号 3468）
資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長　　加藤　篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長　　杉原　亨
TEL: 03-5425-1340

資産運用会社の役職員による投資口累積投資の開始に関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するスターアジア投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本資産運用会社の役職員を対象として、本投資法人の投資口の累積投資制度（以下「本累積投資制度」）の導入につき、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本累積投資制度導入の目的

本資産運用会社は、スターアジア（注 1）の経営理念である〝投資家利益第一主義〟のもと、その理念に沿って本投資法人の運用に従事しております。

本累積投資制度の導入は、本資産運用会社の役職員が本投資法人の投資口を保有することにより、既に本投資法人の発行済投資口の約 28.1%を保有しているスポンサー・グループ（注 2）と同様に投資主の皆様との利害を一致させ、投資主の皆様と同一の目線を持って本投資法人の運用に従事し、本投資法人の業績向上への意識をさらに高め、より一層の成長と投資主価値の向上に資することを目的としています。

（注 1）スターアジアは、平成 19 年 1 月にマルコム・エフ・マクリーン 4 世及び増山太郎によって設立され、両名により投資判断が行われるファンド及びその運用会社並びにそれらファンドの投資先（マイノリティ出資は除きます。）で構成される不動産投資グループです。

（注 2）スターアジア・マネジメント・リミテッド（スポンサー）、スターアジア・アセット・マネジメント・エルエルシー、スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド、マルコム・エフ・マクリーン 4 世、増山太郎並びにマルコム・エフ・マクリーン 4 世及び増山太郎が投資判断を行うファンドの投資先（但し、マイノリティ出資を除きます。）であって、(a)不動産その他の投資資産を保有し又は取得する日本に所在する投資ビークル及び(b)本投資法人の投資口を保有し又は取得する投資ビークルをいいます。

２．本累積投資制度の概要

証券会社が提供する累積投資制度（注）を利用し、本資産運用会社の役職員が本投資法人の投資口を取得することができる制度です。

なお、本累積投資制度による投資口の取得及び売却については、本資産運用会社の社内規程である「法人関係情報取扱規程」により制限されます。本累積投資制度の導入及び運用にあたっては、インサイダー取引の防止に十分留意いたします。

（注）本投資法人の投資口を、証券会社を経由して毎月一定額、継続的に取得できる制度です。

３．開始時期
平成 28 年 12 月より拠出（予定）

４．今後の見通し
本累積投資制度の導入による本投資法人の運用状況への影響はありません。

以上

＊　本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
＊　本投資法人のホームページアドレス：http://starasia-reit.com